



2023年6月16日

一般社団法人Spring
東京都千代田区平河町一丁目6番15号USビル8階
E-mail: lobbying@spring-voice.org
ホームページ: <http://spring-voice.org>

刑法・性犯罪法改正法律案成立をうけて

本日、刑法・性犯罪法改正法律案が参議院本会議で可決成立しました。

私たち一般社団法人Springは、2017年7月設立当初よりこの改正の成立に向けて、長きにわたり性暴力被害当事者の実態、声を国会議員及び省庁の皆様に向けてきました。

6年間の活動がここに実ったことに、私たちは心から歓迎したいと思います。

何より、これまでともに声をあげてきた性暴力被害当事者の皆様、そして支援をいただいた多くの皆様に、深く感謝申し上げます。

新刑法では、暴行脅迫要件が見直され、「同意のない性行為は処罰の対象である」というメッセージが、その条文でも罪名でも明確に示されました。

また、地位関係性を利用した性行為を処罰する規定が例示列挙の中で示されたこと、いわゆる性交同意年齢が16歳未満に引き上げられたこと、公訴時効が見直されて5年間延長され、未成年の被害者の場合は実質33歳まで公訴が可能となったこと等は、Springがこれまで要望してきたことが反映されたものであり、歓迎すべき前進だと考えています。

一方で、被害当事者が生きやすい社会の実現のためには、今もなお課題は残っています。

(1)被害者が同意していなかったと裁判で認められても、加害者が「同意していると思い込んでいた」とされることにより無罪となる判決は今後もつづくおそれがあります。

被害者が同意していない性行為でありながらも、加害者が同意していると誤って理解したケースを正しく処罰するためには、「相手の同意を確認せず性行為を行った者は処罰される」というYes Means Yes型の刑法にさらに前進させる必要があります。

2011年5月11日にトルコのイスタンブールで署名され、2014年に発効されたイスタンブール条約(女性に対する暴力と家庭内暴力の防止と撲滅に関する欧州評議会条約)は、「同意に基づかない性的行為を処罰する規定」を設けるよう締約国に求めています。この処罰規定は「No Means No」型としてイギリスやカナダ、ドイツなど各国に広がっていますが、とりわけ近年では、自発的に参加していない(積極的に同意していない)者への性行為を処罰する、いわゆる「イエス・ミーンズ・イエス」型へと改正する動きが広がっており、アイスランド、スウェーデン、デンマーク、スペイン、フィンランドではその運用が始まっていると聞いています。

(2)地位関係性を利用した性犯罪の処罰類型の新設については実現しませんでした。上川元法務大臣はこの問題については新設ということで法制審に諮問されていましたが、不同意性交等罪の8要件の1つにとどまっています。

この「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること」という規定については、地位関係性において明らかに対等性を欠く教師と生徒、施設入所者と職員、宗教指導者と信者、医師と患者、カウンセラーとクライアントなどといった関係性が明記されていない点や、「憂慮」については加害者・被害者双方がどこまで認識されていて、それが捜査や裁判過程でどのように認定されるのかといった点が曖昧であるという懸念が寄せられているため、これからの運用で処罰されるべき行為がしっかりと処罰されていくよう注視していく必要がありますし、運用に問題がある場合にはさらなる見直しが必要だと考えています。



2023年6月16日

そして障がいがある方への性犯罪規定については、それぞれの障がい特性を踏まえた特段の法設計が必要であるため、その創設に向けた議論を継続すべきだと考えています。

(3)性的同意年齢については5歳差要件が付きましたが、私たちは年齢差5歳差では大きすぎると考えています。

成年以上の者と未成年者の判断能力には経済的にも法的にも明らかな非対等性があり、成人年齢以上の者から16歳未満の者への性行為は処罰される必要があるのではないのでしょうか。また同年齢でも体格差や性別、集団対個人など非対等な関係はありえます。

同年齢であっても第176、177条に当てはまれば処罰されると説明はされていますが、果たして5歳差要件の運用で本当に当罰性のある行為がすべて処罰されるのか、改正刑法の施行後調査を実施し、必要であれば見直しを行うべきです。

(4)公訴時効の見直しについては、5年の延長、そして18歳未満の被害は実質33歳まで公訴できるようになったとのことですが、まだまだ短いと云わざるを得ません。

今回の改正の根拠となった内閣府の調査でも、被害者の59.9%が誰にも相談できておらず、被害を申告すること自体が困難であるという事実が明らかになっています。それにより、多くの加害者は処罰されないまま、日本社会に放置される状態が続いています。いま、この瞬間にも、性暴力に心身を深く傷つけられながらも、声をあげられずに、苦しんでいらっしゃる方々が多くいらっしゃいます。

5年延長とのことですが、Springの実施した性暴力被害の実態調査では、挿入を伴う被害を性被害と認識するまでの期間を回答した799件中、その年数が16年以上となった件数は119件で、14.9%にのぼり、また性被害について記憶を喪失した期間を回答した件数167件のうち、年数が16年以上となった件数は44件で、26.3%にのぼっています。

未成年時の被害の場合実質33歳になるまでは公訴可能とのことですが、先の実態調査では、性被害の認識年数に26年間以上かかったケースが799件中35件で4.38%、また、31年以上かかったケースが同19件、約2.38%。また、被害の記憶を喪失していた年数について、26年以上が10件、31年以上が2件ありました。今回の公訴時効見直しの根拠となった内閣府のデータは、被害を申告できなかった方々の存在を切り捨てており、エビデンスとしては全く不十分です。

これらの私たちの大きな懸念を受けて、衆参両院にて審議が深められ、衆議院では修正協議により附則がつき、施行後5年後の見直し、そしてそのために必要な調査を行うことが明記されました。

とりわけ法案の趣旨説明でもありましたように、附則での「性的同意についての意識」との記載は、「Yes Means Yes」型への見直しの検討を念頭においたものであり、大いに歓迎しています。さらに「性的な被害を申告することの困難さ」が調査対象として特筆されたことは、審議で示された長期間被害を申告することが困難な被害当事者の実態を調査すべきとの声が誠実に反映されたものであり、公訴時効のさらなる見直しに向けた重要な指針となるものとして、大いに歓迎しております。

この実態調査は、施行後5年の経過を待たずともすぐに着手できるものであると聞いております。この附則を練り上げてくださった与野党の皆様にも、深く感謝申し上げます。

私たちは今後の新刑法の運用状況をきびしく注視していくとともに、見直しのための実態調査がすみやかに実施されることを強く願っています。

私たちの悲願は、性暴力被害を受けた方が人生に希望を見出し、日本社会から性暴力がなくなることです。

衆参の附帯決議で書かれているような、司法職員の研修の充実、被害者支援システムの構築、再犯防止が前進することと共に、性暴力の被害者も加害者もうまない日本社会になるために、同意のない性的行為は性犯罪という認識を国民全体で共有して、この法律が効果を発揮できるように、国を上げて取り組んでいただきたいと最後に申し上げて、私たちの見解の発表といたします。

以上